

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により檜原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和二年八月十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三洋堂書店檜原神宮店

所在地 檜原市石川町三番地一

## 二 檜原市から聴取した意見の概要

### 1 環境衛生課

- (1) 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。
- (2) 近隣住民からの騒音等の苦情に対しては、事業者自らが解決すること。

### 2 環境企画課

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。
- (2) 事業活動に伴つて、檜原市内で発生した一般廃棄物（ごみ）（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び檜原市一般廃棄物処理計画に従つて分別、保管及び排出を行う等、排出事業者自らの責任において、適正に処理すること。
- (3) 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、檜原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。
- (4) 事業系一般廃棄物を檜原市の処理施設にて処理する場合には、檜原市一般廃棄物処理計画（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

### 3 緑地景観課

今回の届出に関連して、景観法による行為の届出並びに檜原市屋外広告物条例による行為の各種許可、除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

### 4 学校教育課

(1) 開発区域周辺は、畝傍南小学校、畝傍東小学校及び畝傍中学校の児童生徒の生活圏であり、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等、児

童及び生徒の通行の安全に万全の配慮をすること。

- (2) 特に休日・夜間等において、青少年等の「たまり場」にならないよう留意する等、青少年健全育成に協力すること。

(3) 今後、周辺幼稚園（こども園を含む。）、小中学校、P T A等から何らかの意見・要望等が出た場合には、現時点で予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意を持って話し合いに応じること。

### 三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

### 四 縦覧期間

令和二年八月十八日から同年九月十八日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで